

令和3年12月  
(第40回)

八戸圏域水道企業団  
入札監視委員会  
議事概要

と き 令和3年12月22日(水) 午後3時  
と ころ 八戸圏域水道企業団 3階図書会議室

八戸圏域水道企業団

# 令和3年12月(第40回) 八戸圏域水道企業団入札監視委員会

日 時:令和3年12月22日(水) 15:00~17:00

場 所:八戸圏域水道企業団 3階図書会議室

## 出席状況

### ○委員出席者(4名)

委員長 小原 隆平 (細越小原会計事務所 公認会計士・税理士)  
委員長代理 竹内 貴弘 (八戸工業大学 工学部土木建築工学科長 教授)  
委員 田中 哲 (八戸学院大学 学長補佐 地域経営学部 教授)  
委員 南 将人 (八戸工業高等専門学校 副校長 環境都市・建築デザインコース 教授)

### ○委員欠席者(1名)

委員 源新 明 (弁護士法人 たいよう総合法律経済事務所 弁護士)

### ○企業団(7名)

副企業長 古川 勲  
事務局長 村上 昇  
事務局次長兼総務課長 田中 壽秋  
事務局次長兼浄水課長 遠藤 邦宏  
事務局次長兼配水課長 野々口 宏樹  
工務課長 内宮 靖隆  
管財出納課長 田村 明義

### ○事務局(4名)

管財出納課 課長補佐 河村 泰幸  
管財出納課 副参事兼グループリーダー 木村 喜雄  
管財出納課 主幹 橋本 浩孝  
管財出納課 主事 松橋 摩耶

1. 審議対象期間 令和3年4月1日~令和3年9月30日

## 2. 配布資料

資料1 入札契約方式別発注工事総括表  
資料2 入札方式別発注工事一覧表  
資料3 企業団発注工事の概要  
資料4 指名停止の運用状況一覧表  
資料5 審議対象事案抽出報告書  
資料6 工事説明資料・抽出事案説明書  
追加資料 令和3年度水道本管工事(B等級20者)の状況(抽出事案3-資料1)

### 3. 審議対象事案

- 事案 1 【南郷 1 号配水塔耐震改修工事】
- 事案 2 【おいらせ町青葉三丁目～五丁目ほか配水管布設工事】
- 事案 3 【国道 104 号売市地区電線共同溝整備工事に伴う配水管移設第 3 工区工事】
- 事案 4 【白山浄水場(馬淵川系)薬品注入機械設備更新工事】
- 事案 5 【是川 2 号導水ポンプ整備工事】

### 会議内容要旨(委員長、委員長代理の互選終了後)

(委員長)

それでは第 40 回入札監視委員会の審議に入ります。先ほどの報告のとおり本日は委員 5 名中 4 名の出席があり、会議は成立しております。

早速、議事を進めます。資料 1 ページの「入札契約方式別発注工事総括表」から 20 ページの「指名停止の運用状況一覧表」までを、事務局から説明願います。

(事務局)

それでは資料 1 ページ目の「入札契約方式別発注工事総括表」から 20 ページ目の「指名停止の運用状況一覧表」について、一括してご説明いたします。

はじめに「入札契約方式別発注工事総括表」についてです。

こちらは予定価格(税込)250 万円未満を除いた発注工事を、入札方式別に契約件数と契約金額を載せたものです。

前回第 39 回会議では令和 3 年 3 月 31 日までが対象期間でしたので、今回は令和 3 年 4 月 1 日から令和 3 年 9 月 30 日までが対象期間となります。各入札の金額等につきましては、次でご説明いたしますので、ここでは全体の合計のみ読み上げとさせていただきます。こちらの合計ですが、契約件数合計は 88 件、契約金額合計は 22 億 9760 万 4265 円となっております。

続いて「入札方式別発注工事一覧表」についてご説明いたします。

ここからは入札方法別に発注工事一覧を 9 ページまで載せております。こちらでも入札方法別に合計のみ読み上げとさせていただきます。

条件付き一般競争入札ですが、契約件数合計は 2 件、契約金額合計は 2 億 6913 万 7000 円となっております。

次は工事希望型指名競争入札の内訳を 4 ページまで載せております。こちらの合計ですが、契約件数合計は 24 件、契約金額合計は 9 億 4550 万 7200 円となっております。

次は指名競争入札の内訳を 8 ページまで載せております。こちらの合計ですが、契約件数合計は 49 件、契約金額合計は 7 億 6664 万 4065 円 となっております。

次は随意契約の内訳を載せております。こちらの合計ですが、契約件数合計は 13 件、契約金額合計は 3 億 1631 万 6000 円 となっております。

続いて「企業団発注工事の概要」についてご説明いたします。

こちらは先ほど説明した各入札案件の発注工事概要を載せたものになっており、19 ページまで載せております。

続いて「指名停止の運用状況一覧表」についてご説明いたします。

こちらの指名停止の状況についてですが、前回の第 39 回会議で令和 3 年 6 月 30 日までが対象期間となっておりますので、今回は令和 3 年 7 月 1 日から令和 3 年 11 月 30 日までが対象期間となります。なお、今回の指名停止の状況については該当なしとなっております。

以上、「入札契約方式別発注工事総括表」から「指名停止の運用状況一覧表」についての説明を終わります。

(委員長)

只今の説明に、ご質問・ご意見などありますか。

(A 委員)

1 ページ目で入札方式が 4 種類あります。随意契約は基本的に 1 者との契約ですが、条件付き一般競争入札について入札参加できる会社は何者でしょうか。また工事希望型指名競争入札や指名競争入札についても、それぞれお尋ねいたします。

(管財出納課長)

条件付き一般競争入札の場合、それぞれの工種ごとに条件を付した形で参加申請を募っているため、その都度、対象となる業者数は異なります。事案 1 の場合は土木の A 等級 46 業者が対象です。

工事希望型指名競争入札は水道本管工事という企業団で定めている工事種別に対して、入札資格審査に申請し認定された業者の中から、参加を募り希望する業者に対して指名を行う入札制度です。こちらの対象業者は全部で 47 者となります。

指名競争入札はそれぞれ業種ごとに申請し認定されている業者がいますので、業者数は工事ごとに変わります。今回の抽出案件では指名競争入札が 2 件選定されておりますので、その際にご説明いたします。

(A 委員)

指名競争入札で行われる業種は何種類ありますか。

(管財出納課長)

建設業法で定められている業種を用い全部で 29 種類あります。企業団で発注する工事は土木工事、電気工事、機械器具設置工事、水道施設(水道本管)工事が主なものになっております。

(委員長)

ありがとうございました。他にご質問などございませんか。

無いようですので、続きまして資料21ページの「審議対象事案抽出報告書」の抽出委員の指名について、事務局から説明願います。

(事務局)

入札監視委員会の運営に関する事務取扱要領の第3条第2項に「抽出に係る委員の指名は、委員長を除く委員の中から50音順の輪番により行うものとする。」とあります。抽出委員の指名の時点では委員長は空席でありましたので、小原委員に抽出をお願いしております。

(委員長)

それでは私から事案の抽出の経緯について説明いたします。

事案1は条件付き一般競争入札から抽出しております。対象案件2件の内、予定価格が高く、また落札率が低いため選びました。

事案2は工事希望型指名競争入札から抽出しております。工事希望型競争入札の中で二番目に予定価格が高く、また落札率が比較的低いため選びました。

事案3と4は指名競争入札から抽出しております。事案3については、指名競争入札全体で落札率が100パーセントの工事が4件ある中で、予定価格が一番高いものを選びました。事案4については、水道施設工事以外で予定価格が一番高いものを選びました。

事案5は随意契約から抽出しております。二番目に予定価格が高く、落札率が比較的高いため選びました。

それでは抽出事案1から審議したいと思います。事務局から説明願います。

#### **抽出事案1【南郷1号配水塔耐震改修工事】について**

(事務局次長兼配水課長 工事概要説明)

(管財出納課長 契約関係説明)

(委員長)

事案1について、ご質問、ご意見などありますか。

(B委員)

かなり大きい工事額ですが、設計については別な業者へ依頼しているのでしょうか。

(事務局次長兼配水課長)

前年度に詳細設計業務委託を発注し、工法を決定し積算しています。

(B 委員)

今回の審議対象に詳細設計がないのは 250 万円以下だからでしょうか。これまでも見たことがないのですが。

(管財出納課長)

入札監視委員会では、建設工事の契約が対象ですので設計業務委託は対象となりません。

(B 委員)

詳細設計を別発注する際、企業団ではこういったスペックをどのように出されるのでしょうか。L2(レベル 2)と資料には書いていますが。

(事務局次長兼配水課長)

L2 などの耐震性能については、特記仕様書で条件を付けています。水道施設工事のガイドラインがありまして、それに基づいています。

(B 委員)

ちなみに L2 とは、この辺ではどのような基準なのですか。

(工務課長)

(社)日本水道協会の資料に詳細が掲載されています。今手元にないのでお調べして後程ご回答します。

※〈上記について会議中に補足した部分〉

L2 ですが、構造物(建物)の耐震設計を行うときに耐えられる地震の大きさを大まかに L1(地震動レベル 1)、L2(地震動レベル 2)と 2 段階に分けたものです。

地震動レベル 2 とは、その構造物が受けるであろう過去、将来にわたって想定しうる範囲内で最大規模の地震で設計するものです。

これは、水道施設の耐震設計の設定方法として広く使用されてきた(社)日本水道協会の「水道施設耐震工法指針・解説」に記されておりますし、県、市が制定している防災計画の想定地震を基にして行っております。

(A 委員)

入札参加資格要件で入札参加資格と建設業許可の 2 つがありますが、配置技術者の 1 級土木施工管理技士と監理技術者については 2 人必要であるということでしょうか。

(管財出納課長)

2 人揃えなければならぬわけではありません。

(補足説明) 配置技術者について

事案 1 の入札参加資格要件では、土木工事の特定建設業許可と配置技術者の専任配置を求めている。

建設業法では下請工事の合計金額が 4000 万円未満の場合は主任技術者を配置し、4000 万円以上の場合には監理技術者を配置する必要がある。

この工事では下請工事が 4000 万円未満の場合は 1 級土木施工管理技士以上の資格を有する者を主任技術者とし、下請工事が 4000 万円以上の場合には監理技術者の資格を有する者を監理技術者として専任配置することを求めている。

(A 委員)

低入札価格調査制度対象であることは、ホームページにも載せるのでしょうか。

(管財出納課長)

ホームページ(入札公告)の中では、予定価格も公表しておりますし、低入札価格調査制度対象であることも載せています。

(A 委員)

36 ページの工事概要について、予定価格が約 2 億 6000 万円で、入札者 A は約 2 億 3000 万円で落札し落札率が 87 パーセントとなっております。低入札価格調査は落札率で決まるのでしょうか。それとも調査基準価格を下回った場合でしょうか。

(管財出納課長)

調査基準価格を下回った場合に調査対象となります。入札価格は通常税抜き価格ですので、今回は調査基準価格 2 億 2093 万 9000 円(税抜)に対して入札者 A の最低入札価格が 2 億 1000 万円(税抜)と下回っているため調査対象となりました。

(A 委員)

落札率でなく、金額で調査対象としているのですね。

(管財出納課長)

そうです。

(A 委員)

31 ページの入札結果について、入札参加者が 11 者ありますが応札は 5 者、6 者は辞退となっています。この辞退はどの段階のことでしょうか。ちなみに辞退理由はどのようなものでしょうか。

(管財出納課長)

入札は電子入札で行っているのですが、開札日前日の正午までに入札することになっており

ます。それまでに、応札を行う者もいますし辞退する者もいます。辞退理由としては配置技術者等を置くことができないなどが考えられます。

(A委員)

参加申請をしたが、技術者が置くことができないなどの理由で6者辞退となったのですね。

(管財出納課長)

そうです。

(A委員)

請負代金額は工事が完了してから支払うのですか。それとも工事の途中で払うのですか。

(管財出納課長)

契約期間が令和5年3月15日(までの2か年の工事)ですので、(1年目は)令和4年3月31日までを会計年度とし、出来高によって支払いをしています。

(補足説明) 請負代金の支払について

複数年度にわたる工事は、発注者と受注者が会計年度ごとの出来高予定額を協議してから契約し、会計年度ごとの出来高により請負代金を支払うこととしている。

(A委員)

1年間に1億円近く支払うことになるのですね。

(管財出納課長)

そうです。また、前払金制度もありまして、契約から40日以内に申請があれば前払金をお支払いします。中間前払金制度もありまして、中間でも前払金を払うこともできます。大体の業者は前払金を申請されます。

(C委員)

35ページの調査者の評価について「会社の経営状況に問題は認められない」と書いておりますが、経営内容の借入金だけで判断しているように受け取ってしまいます。

財政状況については、貸借対照表、損益計算書を提出させて判断していると思いますが、金融機関ですと、例えば、連続赤字だと貸出が厳しくなるような判断などされているようです。

ここでの評価は、ある程度の借入金水準であれば、会社は継続できると経営状況を判断されているということによろしいのでしょうか。



(管財出納課長)

貸借対照表と損益計算書を2か年分提出してもらい比較対照していただき、借入金などについては、ヒアリングを行い状況確認しております。

(補足説明) 経営内容について

入札者Aは、2期連続して経常利益を計上している。

(C委員)

基本的には、売上高が前年比で上がったたり下がったりしていることや、利益が出ていたり出ていないなども経営状況の判断とされているのですね。

(管財出納課長)

そうです。また、決算書だけでは判断はできない部分は、金融機関取引証明書で内容確認をしたり、東日本建設業保証㈱に経営状況等について問い合わせなど行っております。

(補足説明) 東日本建設業保証㈱について

公共工事の前払金保証事業に関する法律により、国土交通大臣の登録を受けて前払保証事業を営む会社。

(委員長)

ありがとうございました。他にご質問などございませんか。

無いようですので、次の抽出事案2について審議したいと思います。事務局から説明願います。

## 抽出事案2【おいらせ町青葉三丁目～五丁目ほか配水管布設工事】について

(工務課長 工事概要説明)

(管財出納課長 契約関係説明)

(委員長)

事案2について、ご質問、ご意見などありますか。

(A委員)

工事希望型指名競争入札は条件付き一般競争入札とどのように違うのでしょうか。

(管財出納課長)

工事希望型は水道本管工事を事前に申請した業者へ参加希望を募り、希望する業者に対して指名を行う入札方法です。

(A 委員)

例えば 56 ページにある一覧表(6 月 24 日入札分)のように、1 日に 4 件分の入札があった場合、1 者が 4 件全て落札することもあるのでしょうか。

(管財出納課長)

これまでに 1 日で 4 件はありませんが、1 日で(1 者が)2 件落札した業者はあります。

八戸市の入札制度では 1 件落札した場合は、次回以降の入札は無効とする一抜け方式制度があるようですが、企業団では定めておりません。

(A 委員)

この案件は、予定価格が 1 億円を超えていることから、水道本管工事 A 等級業者 27 者に対して参加希望申請を行い、そこで 13 者の申請があったという解釈でよろしいでしょうか。

(管財出納課長)

そうです。

(A 委員)

この工事は水圧低下に対応するために新たな管を布設する工事ということですが、新設管 DIP φ 400 を埋設した後、既設管 DIP φ 200 は撤去するのでしょうか。

(工務課長)

そのまま使用します。

(委員長)

ありがとうございました。他にご質問などございませんか。

無いようですので、次の抽出事案 3 について審議したいと思います。事務局から説明願います。

**抽出事案 3【国道 104 号売市地区電線共同溝整備工事に伴う配水管移設第 3 工区工事】について**

(工務課長、工事概要説明)

(管財出納課長、契約関係説明)

(委員長)

事案 3 について、ご質問、ご意見などありますか。

(A 委員)

工事内容についてですが、撤去した管はどうされていますか。

(工務課長)

撤去した管については処分しております。

(A 委員)

令和 3 年度の水道本管工事 B 等級業者の入札状況について、応札者が少なく 7 件入札が取止めとなっています。令和元年度、令和 2 年度はこのようなことはなかったのですか。

(管財出納課長)

過去には、年度後半で 2、3 件程の取止めはありました。

既に工事を受注している業者は、雇用している技術者等の人数によっては、複数件の工事の受注が困難であったと考えられます。

今回の場合、5 月の段階で殆どの業者が対応できない状態が続きました。市内のその他の発注工事が盛んでこのようになったのか、あるいは別の問題が発生しているのか、検討して調査していきたいと思います。

(A 委員)

前年度以前の資料はありませんか。

(管財出納課長)

過去の分も作っているのですが、今回のように続けて取止めが発生したのは初めてでございました。ただ、盛岡市などでは、工事発注しても落札する業者がいなかった時期があったと聞いております。現在、水道本管工事 B 等級業者がこのような状況です。

また、取止めとなった案件を A 等級業者が受注していることから、恐らく A 等級業者でも影響が出てくる可能性があると考えております。

(B 委員)

東北地方整備局全体でも不調が高止まりしていると聞いておりますが、やはり人手不足なのでしょうか。

(管財出納課長)

業者ごとの技術者の大幅な減少はないのですが、年齢層が上がっていることの影響があるのかもしれませんが。

(A 委員)

不落随意契約とありますが、これはどういうものでしょうか。

(管財出納課長)

入札を行い落札者がいなかった場合に、設計価格などを変更せず、業者と交渉して契約をするものです。

(A委員)

不落随意契約は、企業団で直接業者へ依頼するというイメージでよろしいでしょうか。

(管財出納課長)

そうです。今回の場合は工事場所による地区別の業者や、過去に随意契約をお願いした回数などを参考(偏らないよう)にして業者へお願いしました。

(工務課長)

今回、不落随意契約した案件は工事中止ができないものでした。地区別で業者をお願いしてみたのですが、手持ち工事が多くどうしてもできない、技術者がいないとのことでしたが、全業者に依頼してなんとか工事をお願いしました。

(A委員)

この表(事案3-資料1)については、水道本管工事B等級業者の決定状況を表しているのですね。

(管財出納課長)

そうです。水道本管工事B等級業者の対象工事の状況です。取止めになり随意契約になりましたが、工事は実施しております。

(A委員)

今後も工事発注はあるのでしょうか。

(管財出納課長)

ありますが、数は多くありません。

(委員長)

ありがとうございました。他にご質問などございませんか。

無いようですので、次の抽出事案4について審議したいと思います。事務局から説明願います。

#### 抽出事案 4【白山浄水場(馬淵川系)薬品注入機械設備更新工事】について

(事務局次長兼浄水課長、工事概要説明)

(管財出納課長、契約関係説明)

(委員長)

事案 4 について、ご質問、ご意見などありますか。

(A 委員)

この案件は「最低制限価格制度」が採用されています。事案 1 は「低入札価格調査制度」となっておりますが、最低制限価格制度とはどのようなものでしょうか。

(管財出納課長)

低入札価格調査制度は国の制度としてはじまり、最低制限価格制度は地方自治体の制度としてはじまったもので、ダンピング(正当な理由なく原価割れしているような安い価格で提供すること)防止と適正価格で契約履行を確保する目的は同じです。

低入札価格調査制度は 2 段階で失格者を決めます。入札金額が数値的判断基準と調査基準価格の間であれば調査対象となりますが、数値的判断基準を下回れば失格となります。

最低制限価格制度は最低制限価格を下回れば即座に失格となります。低入札価格調査制度の調査基準価格と最低制限価格の算定方法は同じとなっております。

(A 委員)

入札金額が最低制限価格を下回った場合は、失格ということですね。

(管財出納課長)

そうです。事案 4 は、最低制限価格 4526 万 6000 円を下回れば即座に失格です。例えば、これが低入札価格調査制度であった場合、更に数値的判断基準があり、その間の入札金額であれば履行できるか調査し落札者とするか決定することになります。

(A 委員)

71 ページにある P 点とはなんでしょうか。

(管財出納課長)

公共工事を請け負うためには、経営事項審査を受けなければならないのですが、この経営事項審査の申請を受けて監督官庁が発行した書類の中に P 点という総合評定値があります。経営状況から経営規模、職員数などを勘案して数値化した評定です。

今回の案件にこの P 点は関係なかったのですが、指名審議会の中で使用したデータでしたので、載せております。

(委員長)

ありがとうございました。他にご質問などございませんか。

無いようですので、次の抽出事案5について審議したいと思います。事務局から説明願います。

#### 抽出事案5【是川2号導水ポンプ整備工事】について

(事務局次長兼浄水課長、工事概要説明)

(管財出納課長、契約関係説明)

(委員長)

事案5について、ご質問、ご意見などありますか。

(A委員)

このポンプは3台全てフルパワーで常時稼働しているのですか。今回は1台無くとも2台で稼働できていますよね。例えば通常は1台停止中であるとか、パワーを3分の2に抑えて稼働させるなど、普段どんな稼働をされているのでしょうか。

(事務局次長兼浄水課長)

3台中1台を予備ポンプとして休ませております。1台は常に稼働しており、水量が足りなくなった場合、2台目も稼働するようにし、切替ながら稼働させております。そのため、1台無くとも必要な水量は運べるということです。

(A委員)

特殊装置なのでこの業者しかいないというのは分かるのですが、言葉は悪くなるかもしれませんが、言い値でそのまま見積合わせをしているのでしょうか。それとも出された金額に対し、それが適正な価格であるかどうかチェックが入るのでしょうか。

(管財出納課長)

ほぼ、相手業者の見積価格を基に設計していると思います。

(委員長)

ありがとうございました。他にご質問などございませんか。

無いようですので、以上で5つの事案審議は終了しました。

そのほか、事案1から5まで続けてでもよろしいですし、また、本日の事案以外のことも結構ですが、何かご質問、ご意見などございますか。

無いようです。事務局より何かありますか。

(事務局)

委員の皆さまにおかれましては、長時間にわたるご審議、ありがとうございました。事務連絡でございますが、次回の入札監視委員会は、来年 7 月頃の開催を予定しております。その際には、改めて、委員長と日程等を相談いたしまして、皆さまにご案内を差し上げたと思います。なお、次回の抽出委員は、D委員の予定でございます。事務局からは、以上でございます。

(委員長)

それでは、これをもちまして令和 3 年 12 月第 40 回の入札監視委員会を閉会します。皆さまお疲れ様でございました。

〈17:00 閉会〉